

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみの杜（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所としない者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事でこの法人に常勤の職員として雇用されているもの及びこの法人の役員が運営する法人に常勤の職員として雇用されている者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 個々の監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 5 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、原則として毎年度3月に当該年度分を一括して支給する。

ただし年度の中で退任した時は、その退任時に支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1、この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

別記1 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律 5,000円

別記2 監事の報酬

理事会・評議員会出席の都度、謝金として一人一律 5,000円

監査業務：一回につき謝金として、一人一律 5,000円

なお監査業務が長時間（おおむね半日以上）に亘った場合は通常の謝金を勘案して理事長がこれを定めることができるものとする。

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 5,000円